

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体を支援すること。
4. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。